

2025 年 1 月 吉日

お客様各位へ

天草信用金庫

当座勘定規定（一般用）・（専用約束手形口用）の改定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
このたび当金庫では、2025 年 2 月 19 日（水）より BankPay アプリ・ことら送金サービスの提供開始に伴い当座勘定規定を改定することとなりました。
今後ともサービス向上を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

1. 改定日
2025 年 2 月 19 日（水）

2. 主な改定内容

①当座勘定規定（一般用） 新旧対照表 ※下線部が改定箇所

改訂後	改定前
第 9 条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。</u> <u>(3)</u> 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第 9 条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(新設)</u> (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

改訂後	改定前
第10条（支払の範囲） (1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。</u> <u>(3)</u> 手形の金額の一部支払はしません。	第10条（支払の範囲） (1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(新設)</u> (2) 手形の金額の一部支払はしません。